生活保護法等指定介護機関制度及び介護扶助の取り扱いについて

令 和 2 年 7 月 青森県健康福祉政策課

I 生活保護法等指定介護機関制度について

1 生活保護法等指定介護機関制度について

介護扶助の給付を担当する指定介護機関については、生活保護法による指定申請が必要(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設除く)でしたが、平成25年12月に生活保護法が一部改正されたことに伴い、平成26年7月以降介護保険法の規定による指定又は開設許可があった介護機関については、生活保護法等の指定不要の申出がない限り、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなります(みなし指定)。

- ○生活保護法等による指定介護機関の指定申請の要否
 - ・介護保険法による指定年月日が平成26年6月末日以前の場合
 - → 生活保護法等による申請必要
 - ・介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の場合
 - → 生活保護法等による申請不要
 - ・指定不要の申出をした後、生活保護の指定が必要となった場合
 - → 生活保護法等による申請必要
- (1) これから介護保険法の規定による指定(開設許可)を受けようとする介護事業者の方へ

平成26年7月1日以降、介護保険法の規定による指定(開設許可)がなされた介護機関については、生活保護法等の指定介護機関としての指定を受けたものとみなされます(みなし指定)。

生活保護等(※1)による指定が不要な場合(※2)は申出書の提出が必要となります。

- ※1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同 様の取扱となります。
- ※2 生活保護法等による介護機関の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、御注意ください。

○指定不要の申出書の提出先

- ・介護保険法の指定(開設許可)申請先が県の場合 → 県高齢福祉保険課へ
- ・介護保険法の指定(開設許可)申請先が市町村の場合 → 市町村介護保険担当課へ
- (2) 平成26年7月より前に介護保険法の指定を受け、今後、生活保護法等による指定を受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法等による介護機関の申請手続きが必要ですので、申請書と誓約書を提出してください。

なお、誓約書に記載されている生活保護法第54条の2第4項において準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号のいずれかに該当する場合には、指定できないこととなっています。

申請書及び誓約書の事業所名、開設者・事業者名(法人名)等は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載して下さい。「株式会社」→「(株)」等の省略、あるいは「○○訪問介護事業所」→「○○介護予防訪問介護事業所」等、語句の追加などは行わないで下さい。開設者が法人の場合は、代表者の個人印ではなく、法人印を捺印して下さい。

申請書の提出先は、県健康福祉政策課又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所となります。(別紙「県内福祉事務所一覧」参照)

なお、生活保護法等による介護機関の指定は、介護保険法上の指定(開設許可)を 受けていることが条件となります。

(3) 平成26年7月より前に生活保護法等の指定を受けている介護事業者の方へ

平成26年7月より前に生活保護法等による指定を受けている介護機関については、 引き続き生活保護法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、当該介護機関については、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定(開設許可)の取消しがあったとき、又は指定(開設許可)の効力が失われても、生活保護法等による指定の効力は失われません。事業を廃止する場合には、生活保護法等による届出が必要です。(地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設は、除きます。)

2 生活保護法等による指定介護機関の指定を受けている事業者の方へ (みなし指定含む)

生活保護を受給している保護者及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスの提供にあたっては、生活保護法等に定めるところによる他、「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」に従う必要があります。

3 各種届出等

届出書の提出先は、県健康福祉政策課又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所となります。(別紙「県内福祉事務所一覧」参照)

(1) 廃止(休止) 届

事業を廃止または休止する場合には、届出が必要です。

ただし、平成26年7月以降にみなし指定を受けた介護機関が、事業を廃止する場合には、介護保険法による廃止の手続きをすることで、生活保護法等の指定の効力も失われます。

(2) 変更届

事業者(開設者)の名称及び所在地並びに事業所の名称及び所在地に変更が生じたときは、届出する必要があります。

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることになります。厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。

- 変更届が必要な事例(生活保護法)
 - ・ 開設者や事業者(法人)の名称の変更
 - ・ 開設者や事業者(法人)の所在地の変更
 - ・ 事業所の名称の変更
 - ・ 事業所の所在地の変更

生活保護法等による指定を受けた事業者は、上記内容に変更が生じた場合は、変 更届を忘れずに提出して下さい(代表者、責任者の変更は必要ありません)。

なお、「開設者や事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。そのため、別法人に事業を譲渡した時などは「名称の変更」には当たりませんので、廃止届を同時に提出することになります。

(3) 再開届

休止していた事業を再開する場合には、届出が必要です。

※ 各種届出をする際には、介護保険法による手続きも行うようお願いします。介護保険 法の手続きは県高齢福祉保険課又は市町村介護保険担当課へ提出してください。

4 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

生活保護法等による指定を受けている事業所が介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法等の指定も自動的に継続することになり、更新等の手続は必要ありません。

なお、介護保険法で指定更新を受けられなかった場合、生活保護法等による指定を取り消される可能性があります。

- Ⅲ 介護扶助の取り扱いについて(介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係)
- 1 介護保険被保険者 (第1号及び第2号(特定疾病))

各保険者(市町村)が要介護認定を行います。 基本的に介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先します。

2 介護保険被保険者以外の者(40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療 保険未加入の者(被保護者は国民健康保険に加入できません。))

介護保険には加入できないため、福祉事務所が要介護認定を行います(実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います)。

基本的に自立支援給付が介護扶助に優先します。

◎生活保護法では補足性の原理により、他法他施策がある場合その活用を優先することが原則となっています。したがって、介護保険被保険者以外の生活保護受給者 (上記2)の介護サービス利用については、当該地域で障害者総合支援法に基づくサービスが利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。

ご不明な点があれば、保護の実施機関(福祉事務所)にご相談ください。

※ 「指定介護機関介護担当規程」や「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護予防の方針及び介護の報酬」、変更届等各種届出書様式は、健康福祉政策課のホームページ『生活保護法指定介護機関制度について』

(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/seiho-siteikaigokikannhogo-engo.html) に掲載しておりますので、ご覧ください。

別紙

県内福祉事務所一覧(申請書等の提出先)

事務所名	郵便番号	住所	電話番号	管轄町村
(担当課係名)				(郡部のみ)
青森市福祉事務所(生活福祉課)	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-734-2309	
弘 前 市 福 祉 事 務 所 (生 活 福 祉 課)	036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	0172-35-1111	
八戸市福祉事務所(生活福祉課)	031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111	
黒 石 市 福 祉 事 務 所 (生 活 福 祉 課)	036-0396	黒石市大字市ノ町11-1	0172-52-2111	
五所川原市福祉事務所 (保護福祉課)	037-8686	五所川原市布屋町41-1	0173-35-2111	
十和田市福祉事務所 (福祉課)	034-8615	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111	
三沢市福祉事務所(生活福祉課)	033-0011	三沢市幸町三丁目11-5	0176-51-8770	
む つ 市 福 祉 事 務 所 (生 活 福 祉 課)	035-8686	むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111	
つがる市福祉事務所 (保護課)	038-3192	つがる市木造若緑61-1	0173-42-2822	
平川市福祉事務所 (福祉課)	036-0104	平川市柏木町藤山16-1	0172-44-1111	
東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室(保護課)	030-0861	青森市長島二丁目10-3 (青森フコク生命ビル4階)	017-734-9952	平内町、今別町、外ヶ浜町 蓬田村
中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (保護課)	036-8356	弘前市白銀町14-2 (県弘前健康福祉庁舎4階)	0172-35-1622	藤崎町、大鰐町、板柳町 田舎館村、西目屋村
三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室(保護課)	039-1101	八戸市尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎内)	0178-27-4435	三戸町、五戸町、田子町 南部町、階上町、新郷村 おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 (保護課)	037-0046	五所川原市字栄町10 (県五所川原合同庁舎内)	0173-35-2156	鶴田町、中泊町、鰺ヶ沢町 深浦町
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(保護課)	039-2594	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145	野辺地町、七戸町、六戸町 横浜町、東北町、六ヶ所村
下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(保護課)	035-0073	むつ市中央一丁目3-33 (県むつ健康福祉庁舎内)	0175-22-2296	大間町、東通村、風間浦村 佐井村

^{*}申請書等は県健康福祉政策課又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出して下さい。 <u>青森市及び八戸市に所在地がある事業所</u>については、青森市、八戸市が生活保護指定介護機関の指 定等の事務を行っているので、<u>申請書等は必ず青森市、八戸市に提出</u>して下さい(県では行っていま せん)。